

遠隔臨場の試行要領 Q&A

1 対象

Q1-1 対象とする案件は？

A 原則として、焼津市が発注する全ての工事及び業務委託を対象とし、受発注者間の協議により活用可能です。このため、全ての工事及び業務委託へ特記仕様書の添付をお願いいたします。

なお、既契約の工事等においても、受発注者の協議により特記仕様書の適用を合意することで、遠隔臨場の対象とすることができます。

ただし、監督員の施工箇所への移動時間の削減による業務改善が見込めない、あるいは、施工箇所の通信環境が整っていないと判断される工事及び業務委託については、対象とすることはできません。

Q1-2 低入札工事の段階確認・立会いにも活用可能か？

A 活用可能です。

Q1-3 業務委託では、どのような業務での活用が考えられるか？

A 土質・地質業務委託における検尺や、除草業務委託における出来形確認など、受注者が撮影した映像により、必要とする情報が確実に入手できる案件に限り、実施することが可能です。

例えば、土質・地質業務委託において、単純にロッド長を計測・確認を目的とした検尺については、遠隔臨場を行うことが可能ですが、支持地盤や土質の変化位置の確認等は、映像での判断が難しいことから、現地での臨場としてください。

Q1-4 「検査」は、どのような場合に適用できるのか？

A 検査監又は検査員が検査に必要な情報が得られると判断した場合に限り、適用可能としています。

ただし、標尺の目盛を読む必要があるレベル測量やカメラの性能上確認困難な暗部の測定、手触りや音等による確認・判断を要する検査、出来ばえの確認が必要な検査など、遠隔モニターでは必要な情報確認が十分に見込めず、合否判定や成績評価が適切に行えない場合には適用できません。

Q1-5 既契約工事に対しても活用可能か？

A 受発注者の協議により、協議書や指示書等で特記仕様書を適用していただければ活用可能です。

2 事前準備

Q2-1 確認する内容、項目の設定は？

A 映像と音声により、立会・段階確認及び検査に必要となる情報が確実に入手できると判断されるものについて実施してください。

Q2-2 契約検査課との事前協議は必要か？

A 監督員が行う立会・段階確認や検査で遠隔臨場を採用する場合は、契約検査課との事前協議は不要です。

検査監や検査員が行う検査で遠隔臨場を採用する場合は、事前に契約検査課検査担当との協議が必要です。

Q2-3 遠隔臨場の実施前に行うことは？

A 受注者は、実施に先立ち、監督員と遠隔臨場の日時、適用（確認する項目・内容）、仕様（使用する機器・アプリケーション又はサービス）、その他必要な事項について調整してください。電話やメール等での調整を可とします。

Q2-4 遠隔臨場で監督員が使用する端末機器は、どれを使えばよいか？

A 契約検査課で管理している遠隔臨場用のノート PC を利用してください。なお、利用には事前予約が必要です。（Q4-2 参照）

Q2-5 遠隔臨場で必要な事項が確認できなかった場合の対応は？

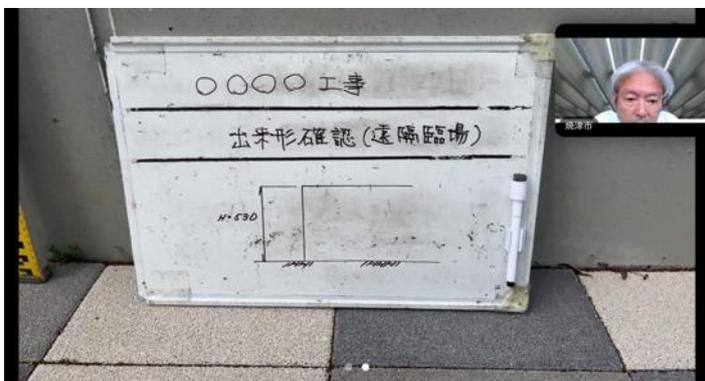
A 遠隔臨場を取りやめ、従来の臨場を行うこととしています。

3 実施記録

Q3 遠隔臨場が実施されたことの記録は？

A 受注者は、遠隔臨場が行われた証拠として、通話中の監督員等の映像を含む写真（スクリーンショット可）の記録を行うものとしします。なお、動画の提出は不要です。

黒板には遠隔臨場であることを明記してください



4. 機材等

Q4-1 使用するアプリケーション（サービス）は？

A 指定はありません。

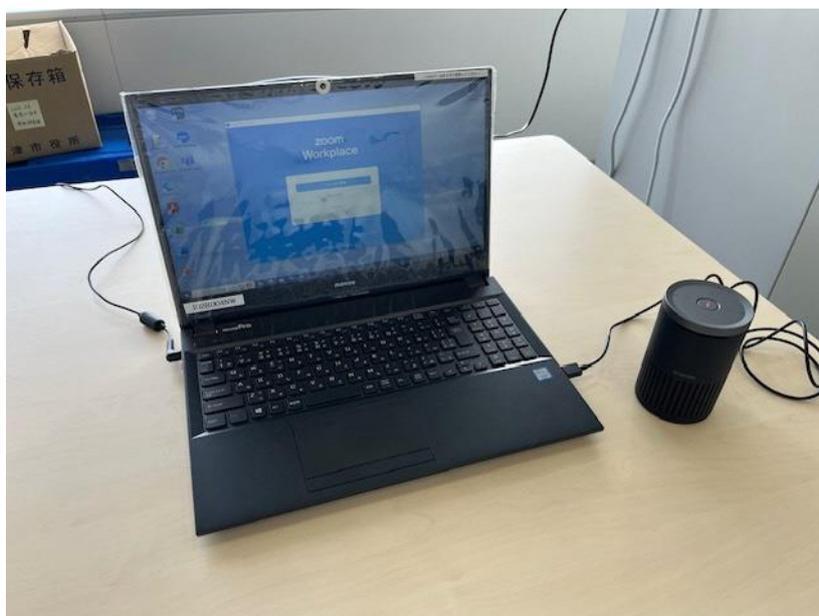
アプリケーションについては一般的なスマートフォンやタブレット端末等で通信可能なものであることを要件としており、zoom、Teams等を想定しています。詳細については、受発注者間の協議により決定してください。

Q4-2 発注者が使用する端末は？

A 契約検査課の所管するノートパソコンを利用します。

このノートパソコンにはウェブブラウザ（edge、chrome）及びWEB会議ソフト（zoom、Teams）がインストールされています。

利用を希望する監督員は、契約検査課検査担当までご連絡ください。



ノートパソコン、スピーカーフォンのセットを貸し出します。

なお、職員個人に配布されているノートパソコンでは遠隔臨場をすることはできません。

5 費用負担

Q5-1 遠隔臨場に係る費用の計上は別途行うか？

A ①土木工事（水道工事等を含む）、建設工事関連業務委託

共通仮設費の率分（業務の場合は諸経費）に含まれるものとし、別途計上はしません。

②建築工事（設備工事を含む）

工事の場合は、遠隔臨場のためのシステム・アプリケーションに要する費用は共通仮設費の率分に含まれないため、受発注者の協議により、設計変更にて共通仮設費に積上げ計上することができます。

原則として、特別なシステム導入等を前提としていませんが、遠隔臨場のための機材等を手配する場合の費用は以下のとおり取り扱います。

本試行にかかる費用は、遠隔臨場のための撮影機器・モニター機器・通信機器の購入費、賃料、ライセンス料、使用料等とし、原則として通信費は計上しない。

受注者が所有する機器を使用する場合は、機器等の購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上することとする。やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合も、基本的に同様の考え方とする。

リースの場合はその賃料を計上することとし、利用期間は実際の利用期間とする。

現場管理費に含まれる通信費とは別に通信費が必要な場合は、通信費の計上も可能とする。

なお、実施に要する費用についても試行要領第4条(1)により、事前に調整を行うこと。

※耐用年数は、下記の国税庁HPを参照

例) カメラ、ネットワークオペレーティングシステム、アプリケーションソフト:5年
ハブ、ルーター、リピーター、LANボード:10年

<https://www.keisan.nta.go.jp/h30yokuaru/airoshinkoku/hitsuyokeihi/genkashokyakuhi/taiyonensuhyo.htm>

6 その他

Q6-1 試行要領に記載されている「有効性や効果、課題等について把握するための調査」とは何か？

A 遠隔臨場を実施した建設工事等の受注者及び監督員に対し、オンラインで簡単なアンケート調査を実施します。

以下よりアクセスのうえ、遠隔臨場を実施した日から7日以内に回答してください。

アンケート URL 等

①受注者向け・インターネット環境

<https://logoform.jp/form/tWbQ/1042493>



②監督員向け・LGWAN

<https://tb.logoform.st-japan.asp.lgwan.jp/form/tWbQ/1042493>

Q6-2 工事成績評価は？

A 遠隔臨場の実施により業務効率化等を図ることができた場合には、創意工夫（施工管理関係「④CAD、施工管理ソフト等の活用」）による加点が可能です。